

保険料は こうなります

日本では、高齢化が急速に進み、介護を必要とするお年寄りが急増しています。こうしたなか、家族による介護の負担を軽くし、介護を社会全体で支える新しい仕組みを作ろうと、平成12年4月に介護保険制度が始まりました。

介護保険制度は、40歳以上の皆さんに納めていただく保険料と国、県の負担金である公費を財源に各市区町村が運営しています。そして、介護や支援を必要とする人が、費用の一部(原則として1割)を支払ってサービスを利用します。

65歳以上の介護保険料は、お年寄りの人口や介護サービスの利用量の見込みなどにより、3年ごとに見直すことになっています。平成12年度から14年度までが第1期、そして平成15年度から17年度までが第2期になります。

今回は、平成15年度から3年間、65歳以上の皆さんに納めていただく介護保険料について説明します。

平成15年度の保険料は据え置き

介護保険料は、所得段階に応じて定額とすることにより、所得の低い人の負担が重くならないような仕組みになっています。

第2期は、お年寄りの人口と要介護と認定された人が増加し、介護サービスの基盤整備が進みます。その結果、本来必要と見込まれる介護保険料の基準月額額は、2,889円になります。しかし、第1期の介護保険の運営では、計画よりもサービスの利用者数と利用量が下回ったため、保険料の剰余金が生れました。第1期の剰余金の一部、4,050万円は、保険料を納めた被保険者に還元するため、第2期に充当します。このため、第2期に皆さんから納めていただく介護保険料の基準月額額は据え置かれ、第1期の保険料と同額の2,690円になります。

あなたの介護保険料は

平成15年度に納める介護保険料は、平成14年中の所得や平成15年度の町民税の課税状況によって決まります。

「はい」または「いいえ」を選択して矢印を進むと、あなたの平成15年度の年間保険料が分かります。

生活保護を受けていますか？

はい

いいえ

町民税が課税されていますか？

いいえ

はい

世帯の中で町民税が課税されている人はいますか？

いいえ

はい

老齢福祉年金を受けていますか？

はい

いいえ

合計所得金額が200万円以上ですか？

いいえ

はい

所得区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得の状況	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受けている人で、町民税非課税世帯の人	・世帯全員が町民税非課税世帯の人	・本人が町民税非課税世帯の人	・本人が町民税の納税義務者で、合計所得金額が、200万円未満の人	・本人が町民税の納税義務者で、合計所得金額が、200万円以上の人
年額保険料	1万6,100円	2万4,200円	3万2,200円	4万300円	4万8,400円

※平成15年度から、所得の状況について、第4段階と第5段階の基準所得金額が250万円から200万円に引き下げられました。

65歳以上の 皆さんへ

あなたの 介護

保険料の納付方法は？

年金の受給額によって、特別徴収と普通徴収の2種類に分けられています。

納付方法	対 象	納付の仕方など
特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月1日現在、65歳以上で、老齢年金、退職年金の受給額が月額18万円以上の人 	4月以降、年金を受給する偶数月に、2カ月分の保険料を年金から天引き ※今年初めて特別徴収になる人は、10月以降の天引きになります。
普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> 老齢年金、退職年金の受給額が月額18万円未満の人 老齢福祉年金、障害年金、または遺族年金のみを受給している人 平成15年4月2日以降に、65歳になった人 平成15年4月2日以降に、三好町に転入した人 	8月から平成16年3月までの8カ月間、三好町が送付する納付書により納付、または口座振替 ※転入前の市区町村で特別徴収であった人も、1年目は普通徴収になり、翌年10月から特別徴収になります。

保険料の納付時期は？

特別徴収と普通徴収では納付期日が異なります。

保険料の納付通知書は、8月上旬に送付します。納期限までに必ず納付しましょう。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	仮徴収		仮徴収		仮徴収		本徴収		本徴収		本徴収	
納 期	4月15日		6月13日		8月15日		10月15日		12月15日		2月13日	
普通徴収					本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収	本徴収
納 期					9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	2月2日	3月1日	3月31日

【特別徴収の仮徴収】

保険料は、前年(平成14年中)の所得によって決められます。そのため、前年の所得金額が確定するまでの4月から8月までの期間は、保険料の所得区分を決めることができません。

そこで、前々年(平成13年中)の所得により、仮の額を徴収することになります。これが「仮徴収」です。

なお年額保険料は、8月に確定します。10月以降は、年額保険料から仮徴収で納付した分を差し引いた額を「本徴収」として徴収します。

そ の ほ か

介護保険料は、介護を必要とする人を支える大切な財源です。滞納する人がいると、財政が厳しくなり、健全な運営に支障をきたすことになります。

介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 1年以上滞納すると…介護サービスを受ける時に、サービスにかかった費用の全額(通常は原則として1割負担)を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の9割は、申請により後で支払われます。
- ② 1年6カ月以上滞納すると…介護サービスを受ける時に、サービスにかかった費用の全額を利用者が負担することになります。また保険により給付される費用の一部、または全部は、一時的に差し止めになります。

▶ 問い合わせ = 福祉課介護保険係 ☎(32) 8 0 1 0 ☎(34) 3 3 8 8

電子メール fukushi@town.miyoshi.aichi.jp